

2025 年 8 月 15 日

独立した第三者保証報告書

トーカロ株式会社
代表取締役社長執行役員
小林 和也 殿

一般社団法人環境エネルギー事業協会
代表理事 植杉 昌敏



一般社団法人環境エネルギー事業協会(以下、「当協会」という。)は、トーカロ株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した 2024 年度(2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日)の環境パフォーマンス指標(以下、「指標」という。対象となる指標については付属書参照。)に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた指標の算定及び報告規準(以下、「会社の定める規準」という。GHG 排出量算定規定(第二版)に記載。)に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。なお、GHG の算定は、排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全なため、固有の不確実性の影響下にある。

当協会の責任

当協会の責任は、指標に対して限定的保証業務を実施し、その結論を表明することにある。当協会は、JIS Q 14064-3:2023(ISO14064-3:2019)「温室効果ガスに関する声明書の検証及び妥当性確認のための仕様及び手引」並びに国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000(改訂)「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」に準拠して、限定的保証業務を実施した。

限定的保証業務は、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は限定され、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

独立性

当協会と会社との間には、特定の利害関係は無い。

保証手続

当協会が実施した保証手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、以下の手続が含まれる。

- ・指標に関する算定方法及び内部統制に関する質問
- ・収集データに対する分析的手続きの実施
- ・試査により入手した証拠との照合、再計算の実施
- ・リスク分析に基づき選定した国内 2 拠点(本社、東京工場 行田事業所)における現地往査

結論

当協会が実施した保証手続の結果、指標が会社の定める規準に準拠して算定、表示されていないと認められる事項はすべての重要な点において発見されなかった。

独立した第三者保証報告書 付属書

表. 環境パフォーマンス指標

項目		数量	単位
Scope1 排出量		1,690	t-CO ₂
Scope2 排出量 (ロケーション基準)		17,379	t-CO ₂
Scope2 排出量 (マーケット基準)		5,457	t-CO ₂
Scope3 排出量	カテゴリー1	10,253	t-CO ₂ e
	カテゴリー2	11,208	t-CO ₂ e
	カテゴリー3	1,387	t-CO ₂ e
	カテゴリー4	2,495	t-CO ₂ e
	カテゴリー5	1,367	t-CO ₂ e
	カテゴリー6	201	t-CO ₂ e
	カテゴリー7	1,000	t-CO ₂ e
	カテゴリー9	2,603	t-CO ₂ e
	合計	30,514	t-CO ₂ e
産業廃棄物排出量		1,792,764	kg
水使用量	上水	65,912	m ³
	純水	15	m ³
	下水	64,674	m ³

算定範囲 : トーカロ株式会社

算定期間 : 2024 年 4 月 1 日 ~ 2025 年 3 月 31 日

この付属書は、トーカロ株式会社に対して 2025 年 8 月 15 日に発行した

「独立した第三者保証報告書」の付属書として有効な文書である。

一般社団法人環境エネルギー事業協会